



秋 田 県 救急活動プロトコル

秋田県 MC 協議会
令和 8 年 3 月 2 日施行

令和 8 年 3 月 2 日施行

令和 8 年 1 0 月 2 日一部改訂

令和 8 年 1 0 月 1 9 日一部改訂

目次

1	目的	1
2	救急救命処置実施者	1
3	指示医師	1
4	検証医	1
5	MC体制	1

第1章 心肺停止

1	心肺停止プロトコル	3
2	除細動プロトコル	7
3	器具を使用した気道確保プロトコル	11
4	気管挿管プロトコル	13
5	声門上気道デバイスプロトコル	17
6	静脈路確保プロトコル（各章共通）	35
7	薬剤投与（アドレナリン）プロトコル	37

第2章 心肺停止前の重度傷病者に対する処置

1	ショック傷病者に対する輸液プロトコル	41
2	ブドウ糖溶液の投与プロトコル	43
3	アドレナリン製剤（エピペン）の使用に関するプロトコル	47

第3章 疾病別対応

1	心筋梗塞病院前救護プロトコル	51
2	脳卒中病院前救護プロトコル	53
3	救急救命士の生理食塩水使用に関する要領	57
4	外傷救急活動プロトコル	59

第4章 その他

1	大規模災害等の通信途絶における救急救命処置プロトコル	83
2	救急活動に係るインシデント対応要綱	85
3	秋田県救急活動プロトコル質疑一覧	98

1 目的

救急救命士法施行規則第21条の規定に基づく重度傷病者の予後の改善を目的として、秋田県メディカルコントロール（以下「秋田県MC」という。）体制下において、常時継続的な医師の具体的な指示により実施されるためにこのプロトコルを定める。

2 救急救命処置実施者

各所属（消防本部）において救急救命士としての認定を受けたものとする。
その他、認定が必要な処置については以下の要件とする。

(1) 気管挿管

気管挿管の実施者は、「秋田県気管挿管実施救急救命士認定要領」による気管挿管認定救急救命士とする。

(2) ビデオ硬性挿管用喉頭鏡による気管挿管

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡による気管挿管の実施者は、「秋田県気管挿管実施救急救命士認定要領」によるビデオ硬性挿管認定救急救命士とする。

(3) 薬剤投与（アドレナリン）

薬剤投与の実施者は、「秋田県MC協議会薬剤投与実施救急救命士認定要領」による薬剤投与認定救急救命士とする。

3 指示医師

指示医師は、臨床研修を修了し、かつ秋田県MC協議会救急活動プロトコルを熟知していること。

4 検証医

- (1) 検証医は、秋田県MC協議会委員として知事に委嘱された者とする。
- (2) 各地域協議会を構成する委員とする。

5 MC体制

(1) 指示指導体制

指示医師は、救急救命士に対する継続的な指示・指導・助言を行う必要があるため、医療機関においては、常時性、迅速性、適切性を満たすオンラインMC体制の構築を図ること。

(2) 秋田県MC協議会の役割

秋田県MC協議会設置要綱のとおり。

(3) 地域協議会の役割

ア 秋田県MC協議会設置要綱第3条に定める事項とする。

イ 秋田県MC協議会で作成する「秋田県救急活動プロトコル」を運用するにあたり、各地域協議会のMC体制に合わせ細則を策定することができる。ただし、この場合は秋田県MC協議会の承認を必要とする。